

法改正に伴う疑義照会（回答）

No.	質問者	質問	回答
001	A1	説明会でのパレアモア(審査会)からの説明について、説明内容が確認できる資料を配布してほしい。	<p>改正法の施行に伴い、県・市精神保健センター発行の「記載上の留意事項」に反映済です。「留意事項」のご確認をお願いいたします。</p> <p>また、説明会で提示された注意点については、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●広島市内の所在する精神科病院において、改正を踏まえた様式は広島市担当部署より送付いただけます。</li> <li>●医療保護入院にかかる届は黄色紙、更新にかかる届は水色紙を用いること。</li> <li>●読み間違い等を防ぐため、署名以外は可能な限り印字にて作成すること。</li> <li>●電子カルテ上に様式を掲載する際、様式のフォーマットは変更しないこと。</li> <li>●作成時における文字の大きさは、9ポイント以上とすること。</li> <li>●記載される用語は、医療の専門用語の略語や英語表記はなるべく使用せず、原則として日本語を使用すること。</li> </ul>
002	B1	施行日時点での医療保護入院による入院が1年を超える長期入院の場合で現行法であれば令和6年4月～9月の間に定期病状報告書を提出しなければならない場合、定期病状報告書の提出を持って入院継続としてよいのか。	<p>QA.3-15参照。</p> <p>施行日入院者については、R6.4月～9月までは、従来通り推定入院期間の前後2週間以内に退院支援委員会を開催し、審議記録を作成してください。なお、R6.4月以降は、定期病状報告を行う必要はありません。</p> <p>R6.10月以降引き続き入院させることとした場合には、入院月に応じた更新期限月の初日から月末までに更新を行ってください。</p>
003	B2	B1の場合、医療保護入院による入院が1年を超える「重度及び慢性」のため退院支援委員会を開催していない場合、令和6年4月～9月の間に退院支援委員会を開催し審議記録を定期病状報告書に添付するのか。	No002のとおりです。
004	B3	令和6年4月～9月の間に定期病状報告書提出しない場合更新届を提出するまでの間は入院継続の担保はどのように考えるのか。	該当期間は、精神科病院の準備期間とされており、退院支援委員会を必ず開催していただければ入院を継続して差し支えありません。
005	C1	施行日時点入院者（任意、措置、医療保護以外）においても、4/1以降に医療保護へ変更の場合は、新しいやり方に沿うということか。	医療保護入院を除く施行日入院者については、すべて改正法に則りご対応ください。
006	C2	例として、8か月任意入院（もしくは措置入院）を続けていた患者を医療保護に変更する場合、入院期間の期限を6か月としても良いのか。	形態変更時には、新規医療保護入院としてお取り扱いください。入院期間の上限は3ヶ月となります。
007	C3	施行日時点医療保護入院者については、従来提出していた定期病状報告書は4月以降は不要で良いということであいか。今後使用しない物という認識で良いか。	No002のとおりです。
008	C4	施行日時点医療保護入院者について、期限日が経過措置期間内である場合は医療保護入院者退院支援委員会の開催のみで、更新届や更新通知のお知らせは不要で良いのか。（例）3/31 医療保護、入院見込み3ヶ月	No002のとおりです。 経過措置期間内においては、更新の通知、お知らせ及び更新届は不要です。

009	C5	<p>上記例において、期限日が経過措置期間以降(10月以降)の場合は、新しいやり方での更新対応ということで良いか。</p> <p>例1)3/31医療保護、入院見込み3ヶ月→6/30退院支援委員会で入院継続見込み6か月 例2)3/20 医療保護、入院見込み10ヶ月</p>	<p>経過措置期間到来前は、従来通り推定入院期間の前後2週間以内に退院支援委員会を開催し、到来後は改正法に則りご対応ください。下記例では、推定入院期間到来日に委員会を開催したと仮定しています。</p> <p>例1)R6.3.31入院、見込み3月 R6.6.30に退院支援委員会を開催し、R6.12.30に再度委員会を開催。入院見込期間に応じて再度委員会を開催した後に、R7.3.1～3.31までに診察及び委員会を開催し、更新を行う。</p> <p>例2)R6.3.20入院、見込み10月 R7.1.20に退院支援委員会を開催。入院見込期間に応じて再度委員会を開催した後に、R7.3.1～3.31までに診察及び委員会を開催し、更新を行う。</p>
010	C6	医療保護入院者退院支援委員会に指定医の参加が不要となった代わりに、更新期限日までに指定医の診察が必須ということで良いか。指定医診察は期限日の1ヶ月前から2週間前という認識で良いか。	<p>退院支援委員会には主治医が参加し、指定医の診察は定められた更新期限までに実施してください。</p> <p>＜定められた更新期限＞</p> <p>①施行日時点入院者 　更新期限に応じた月の初日から末日まで</p> <p>②入院日から推定入院期間が到来する1か月前から期限まで</p>
011	C7	医療保護入院を更新する際、更新届以外の提出物はあるのか。Q & Aを拝見する限り、更新届と更新に関する家族等同意書の2点と認識したが。 ※従来は、定期病状報告書に医療保護入院者退院支援委員会議事録を添付していたが、更新届内に更新後の入院期間(入院継続見込み期間)、退院支援委員会の開催日、退院に向けての取り組み(退院後生活環境相談員が記載する欄)があるため、以後は議事録添付は不要で良いか。	更新届には、同意書のみを添付してご提出ください。
012	C8	例として、R5年4月に医療保護入院の方は、R6年4月に定期病状報告書提出の必要が無い代わりに、R6年10月末までに医療保護入院者退院支援委員会・指定医の診察・家族への通知と同意取得を行い、11/1から 10日以内に更新届等を提出するという認識で良いか。	No002のとおりです。 適宜退院支援委員会を開催し、R6.10.1～10.31に指定医の診察及び更新にかかる同意を得て、診察日から概ね1か月以内に継続入院を決定し届出を行ってください。
	20	施行日時点入院者において、更新届の提出は継続入院させることとした日の翌日を起算して10日以内となるが、継続入院させることとした日とは、退院支援委員会を開催した日になるか、または「改正精神保健福祉法の施行に伴うQ&Aについて」(令和5年11月27日事務連絡)問3-16の答にあるように、月末日にするなどが可能か。	指定医の診察から継続入院の決定が概ね1か月以内で行われるように決定してください。
013	C9	医療保護入院届やお知らせ等各種様式は、R6年4月から新書式に変更で良いのか。	お見込みのとおりです。
014	C10	医療保護入院届、更新届については、指定医の署名入りの用紙を印刷した物を2枚送れば良いのか。 (Q & Aにも記載がありましたが、改めて確認いたします)	要領改正の通知発出時にもご案内したとおり、県が厚生労働省に確認済です。 入力及び署名済みの届出1部を「病院控(=原本)」とし、行政提出用2部は控の写しでも可です。
015	C11	入院届の用紙は今まで通り黄色で良いか。更新届は定期病状同様の水色なのか。	お見込みのとおりです。県・市精神保健センター発行の「記載上の留意事項」をご確認ください。

016	C12	<p>同意書の署名について、「同意者が親権者でない場合は署名でなく記名で良い」とQ &amp; Aにあったが、要するに医療保護入院者が未成年者以外は同意者の直筆署名でなくても良いということか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成人の医療保護入院に関し、配偶者が同意。</li> <li>・未成年者が医療保護入したが、成人した兄姉が同意。 →遠方や身体の不調などで郵送対応でも困難な場合は、病院職員が同意者の氏名を代筆しても良いということか。</li> </ul>	<p>現在、国に確認中です。回答を受領次第、別途回答します。</p> <p>当課の認識としては、「入院者が未成年の場合、親権者である両親2名が署名する。ひとり親の場合、同意者1名の署名でも足りる。」という趣旨であり、記名のみでは同意書は不成立であると認識しています。また、口頭で同意を得たとしても、同意書に署名する者は家族等に限られるため、当該事案における代筆は原則無効です。</p>								
017	C13	<p>医療保護入院を更新する際の更新の家族同意書について、日付は家族が記載した日で良いか。 ※期限日の1ヶ月前から2週間前までの間のどこかという認識で良いか。</p>	<p>みなし同意を行わず、同意書を徴収する場合は、入院期間満了日の1か月前から更新期限までに同意書を徴取してください。 ※みなし同意を行う際には、入院期間満了日の1か月前に家族宛に更新に係る通知を送付し、家族等から不同意の意思表示を受けなかったときに、2週間を経過した日を、家族から更新の同意を得たものとみなす日とするものです。取扱いにご留意ください。</p>								
018	C14	<p>医療保護入院を更新する際の家族の同意取得については、電話などでの説明後、更新にかかる通知と同意書を郵送し、同意書を返送してもらうというやり方で良いか。</p>	<p>お見込みのとおりです。同意の確認については、書面で行うことが望ましく、郵送だけでなく、電話やメール等で意向確認を行うことで差し支えはありません。ただし、意向確認後に速やかに通知事項を含む書面を家族等に郵送することが適当です。</p>								
019	C15	<p>退院直前に状態が悪化して医療保護入院継続が必要な場合、更新期限内に電話などで家族から入院更新についての同意を取得し、同意書が病院に返送されてくるのが更新期限日より遅くなってしまっても、更新期限日から10日以内に更新届等必要書類を提出出来れば問題ないか。</p>	<p>入院期間満了日までに、入院期間の更新の同意を得て、入院期間満了の翌日を起算日とし10日以内に届出を行ってください。ただし、施行日入院者については、継続入院させることとした日の翌日を起算日とし10日以内に届出を行ってください。</p>								
020	C16	<p>4/1 改正の切替時間は0時なのか、8時半なのか。 ※改正精神保健福祉法とは別途のご質問ですが、輪番医療機関の切替時間についてもどちらなのかお伺いさせてください。</p>	<p>4/1 AM0時0分に切り替えです。 (救急輪番は、AM8:30とPM5:00に切り替えです。詳細は要綱にてご確認ください。)</p>								
021	C17	<p>従来は、一般的な医療保護は 33-1、市長同意は33-2、特定医師医療保護は33-1・第3項と入院届等に記載していましたが、この点について変更はないか。</p> <p><b>【例3】 R6.4.15に特定医師の診察により第33条第1項入院、12時間以内に指定医の診察により引き続き第33条第1項による入院となった場合</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>家 族 等 の 同 意 に よ り 入 院 し た 年 月 日</th> <th>令 和      6 年 4 月 15 日</th> <th>今 回 の 入 院 年 月 日</th> <th>昭 和 令 和 平 成      6 年 4 月 15 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今 回 の 医 療 保 護 入 院 の 入 院 期 間</td> <td>令 和      6 年 7 月 15 日 ま で</td> <td>入 院 形 态</td> <td>33-1(特 定 医 師)</td> </tr> </tbody> </table>	家 族 等 の 同 意 に よ り 入 院 し た 年 月 日	令 和      6 年 4 月 15 日	今 回 の 入 院 年 月 日	昭 和 令 和 平 成      6 年 4 月 15 日	今 回 の 医 療 保 護 入 院 の 入 院 期 間	令 和      6 年 7 月 15 日 ま で	入 院 形 态	33-1(特 定 医 師)	<p>従来の取扱いに変わりありません。 ex.33-1(特定医師)</p>
家 族 等 の 同 意 に よ り 入 院 し た 年 月 日	令 和      6 年 4 月 15 日	今 回 の 入 院 年 月 日	昭 和 令 和 平 成      6 年 4 月 15 日								
今 回 の 医 療 保 護 入 院 の 入 院 期 間	令 和      6 年 7 月 15 日 ま で	入 院 形 态	33-1(特 定 医 師)								
022	D1	<p>①現行で身寄りがない者に対して市長同意を依頼する際、家族等と連絡が繋がらない場合は行政から手紙を送つてもらうなどの対応を取っていますが、従来通りの調査でよろしいでしょうか。また、②同意・不同意の意思表示を行わないと言われており、市長同意を依頼する際にも従来通り地域支え合い課へ個別での相談でよろしいでしょうか。</p>	<p>①可能な限り、病院側でも聞取調査や把握している居住地に手紙等を送付し、意向確認を行ってください。あらゆる手段を尽くしても家族等と連絡が繋がらない場合に、行政にご相談ください。</p> <p>②市長同意の個別事案については、従来通り所管区にご相談ください。</p>								

023	D2	<p>①入院してから家族と連絡が取れなくなっている家族がおられます。時々郵送で必要物品などが送られているため所在は明らかですが、入院期間の更新の確認の為の電話には出られない可能性が高い方がおられます。その場合入院期間の更新に関する通知を直接郵送してもよろしいでしょうか、②またこの場合は関りを拒否していると捉えてほかの家族に同意を求めるか、他の家族がいなければ市長同意の対象になりますか。</p>	<p>①対象家族宛に、入院期間の更新に関する通知を病院から郵送してください。 なお、入院期間の更新に関する通知の送付先は、「連絡が取れなくなっている家族」が、入院時の同意者であればその者に、2回目以降の更新であれば直前の更新をした家族等になります。 また、本事例では、「定期的に連絡を取っている」とは言い難いと想定され、みなし同意の対象外となります。 ②「関わりを拒否している」とまでは言い難いですが、「同意又は不同意の意思表示を行わない」に該当する場合も想定されるため、所管区地域支えあい課にご相談ください。</p>
024	D3	<p>資料5ページには医療保護入院者に地域の福祉関係機関の紹介を義務化となっているが34ページには措置入院者等又は家族等から求めがあった場合、地域援助事業者を紹介しなければならないとなっています。医療保護入院者には地域の福祉関係の紹介は義務で、措置入院者に対する求めに応じての紹介という捉えでよろしいでしょうか。</p>	<p>改正前には、医療保護入院者本人及び家族からの求めに応じて、一般相談若しくは特定相談支援事業者、地域援助事業者を紹介することは努力義務でした。 改正法の施行に伴い、対象入院者に措置入院者を加えるとともに、サービス提供事業者に障害福祉サービスに係る事業行う者が加わりました。R6.4月以降は、措置入院者及び医療保護入院者本人並びに家族からの求めに応じて、事業者を紹介しなければならないと義務化されています。</p>
025	D4	<p>入院者が虐待被害者の場合は虐待加害者から医療保護入院の同意は取れないが、入院者が虐待加害者の場合にも同様に医療保護入院の同意は取れないという対応でよろしいでしょうか。また同意が取れないのであれば市長同意の扱いとなるか、他の家族がいる場合にはその家族にも同意を求めてよろしいでしょうか。</p>	<p>患者が家族等を虐待等している場合でも、虐待被害者の家族等は「同意可能な家族」となり、市長同意の対象外です。ご家族のいずれかの同意を得てください。</p>
026	D5	<p>退院支援委員会開催時に家族を呼んでその際に審議に加わっていただき、入院継続の同意、不同意を得てもよろしいでしょうか。</p>	<p>ご家族が委員会に出席する場合は、入院者本人が出席を求め、かつ、当該出席を求められた家族が出席要請に応じるときに限られます。病院の意向により招集を行うものではありません。 また、更新月の初日から月末までに開催された委員会において、家族が出席した委員会にて入院継続と判断されていれば、その場で得た同意は有効になります。なお、必ず同意書を徴取し、更新届に添付してください。</p>
027	D6	<p>現在推定される入院期間は原則として1年以内となっているが今回の法改正では入院期間の更新は最大6か月となっています。推定される入院期間と入院期間の更新は同じ月数で設定する必要がありますか。(退院支援委員会の開催と入院継続の更新は同じ月で行わなければならぬですか)</p>	<p>施行日時点入院者と、R6.4月以降入院者では、取り扱いが異なります。  <b>&lt;施行日時点入院者&gt;</b>          R6.10月以降に定める更新期限の属する月の1日～末日の間に、退院支援委員会を開催し、指定医の診察を行い、入院継続の決定を行ってください。  <b>&lt;R6.4月以降入院者&gt;</b>          更新期限日(=入院した日から推定入院期間が経過する日と同日)の1か月前から退院支援委員会を開催し、継続入院の決定及び届出を行ってください。          入院日に応じて、委員会の開催月の後に入院継続の決定が行われることも想定されます。</p>